

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

夫が、会社退職後に独立し、その後、私たち夫婦は、度々訪れた役所の国民年金担当者から「今のままでは将来年金をもらえなくなる。」と助言された。その担当者に、「夫婦の国民年金保険料を遡ってきれいに納めたい。」と相談したところ、「保険料は 2 年間遡れる。」と言われたため、夫が夫婦二人分の保険料を 2 年間分遡って分割納付してくれたので、納付済期間の間の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 4 月以降、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である。

また、申立人の夫は、役所の国民年金担当者に夫婦の保険料を遡ってきれいに納めたいと相談して、夫婦二人分の保険料を分割納付したと供述しており、オンライン記録によると、夫婦の申立期間直前の昭和 62 年度に係る保険料が平成元年 7 月から 2 年 4 月までの間に遡って分割納付されていることが確認でき、それぞれの過年度納付の時点において、申立期間についても、既に過年度納付書が発行されており、保険料を納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成2年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月30日から同年12月1日まで

私は、A社において、B業務をしていた。

当該事業所を退職後、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっていることに気付いたが、その理由は分からなかった。

今回、年金事務所から、私の厚生年金保険の被保険者記録が、遡って訂正されていることが判明した旨の連絡を受けたため、申立てするに至った。

申立内容を証明する資料は持っていないが、調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、平成2年11月30日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録により、A社に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成2年10月5日の約1か月後の同年11月1日に、当初同年8月16日に記録されていた同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の記録が取り消された上、同年6月30日に遡って、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日以後も当該事業所に勤務していたことが確認できる複数の同僚についても、申立人に係るオンライン記録と同じ日付で、当初記録

されていた標準報酬月額の時決定の記録が取り消された上、遡って平成2年6月30日に厚生年金保険被保険者資格の喪失が行われていることが確認できる。

さらに、法人登記簿によると、A社は、平成8年6月1日に解散していることが確認でき、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格が喪失された2年6月30日においては、当該事業所は適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同年10月5日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社に係る厚生年金保険被保険者の資格について平成2年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格が遡って喪失した旨の処理が行われた同年11月1日とすることが妥当であると認められる。

また、申立期間のうち、平成2年6月から同年10月までの標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の同年5月の標準報酬月額の記録、及び取消し前の同年10月1日の時決定時の標準報酬月額の記録から、20万円とすることが妥当である。

他方、雇用保険の被保険者記録から、前述の平成2年11月1日から引き続き同年11月30日までの期間についても、申立人が申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間のうち、平成2年11月1日から同年12月1日までの期間について、申立人と同時期に退職したとする同僚は、会社の経営状態が悪く、退職直前は給与が支給されていなかった旨供述しており、当該期間に係る給与から保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係るA社における標準報酬月額を、平成6年11月から7年9月までは34万円、同年10月から8年2月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から8年3月1日まで

「ねんきん定期便」の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額（20万円）は、平成6年11月より前の標準報酬月額（34万円）と比較して、大幅に減額されているが、給与支給額が下がった記憶は無い。

申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、平成6年11月から7年9月までは34万円と記録され、同年10月の定時決定により、同年10月から8年2月までは36万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年3月1日の10日後の同年3月11日に、6年11月に遡って標準報酬月額が20万円に減額処理されていることが確認でき、同僚の一人についても申立人と全く同様に遡って減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する平成6年11月から7年12月までの給与明細書によると、給与の引下げは認められず、標準報酬月額20万円を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、毎月控除されていることが確認できる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届（処理票）には、「倒産」と記載されており、事業主の押印は無いため、年金事務所は、「同届の記載内容から見て、社会保険事務所の職員が事業所に出向き、事業所の状況を確認した上で作成したものと思われ、事業主が作成し届け出たものではない

と考えられる。」と回答している上、申立人及び同僚の一人は、事業主は、社会保険を含む事務処理の全てを行っていたが、平成8年1月頃から出社しなくなった旨供述していることから判断すると、前述の標準報酬月額が減額処理が事業主の届出に基づいて行われたものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当該減額処理前の標準報酬月額の記録から、平成6年11月から7年9月までは34万円、同年10月から8年2月までは36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成6年4月22日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月21日から同年5月1日まで

A社に平成6年4月7日に入社し、同年4月21日の朝、自動車を運転して出勤する途中で自損事故を起こして、B病院に入院した。入院日の7日から10日後に、同社の上司が見舞いに来た際に解雇と言われた。解雇を告げられるまでは、厚生年金保険の被保険者であったはずなので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成6年4月21日の朝、出勤途中で自動車の自損事故を起こし、B病院に入院したと申し立てしているところ、同病院は、申立人の同病院における入院は、同日から同年6月24日までの期間であると回答している。

また、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録において、離職日は平成6年4月21日であることが確認できることなどから判断すると、申立人は、同日まで、同事業所に在籍していたと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成6年4月22日であると認められる。

2 申立人は、「入院日の7日から10日後に、A社の上司が見舞いに来て、その時に解雇と言われた。」と申し立てしているが、A社には、人事記録等は残っておらず、解雇日を確認することができない上、前述のB病院の回答及び雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人が平成6年4

月 22 日以降において、同事業所に勤務していたことは推認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 4 月 22 日から同年 5 月 1 日までの期間については、A 社において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年1月1日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月から20年1月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

私が作成した履歴書の職歴で確認できるとおり、申立期間にA社B支店に陸軍への応召期間を含め継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が陸軍への召集解除後に作成したとする履歴書及び職歴メモの記載内容並びにA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人を記憶する同僚一人の供述から判断すると、申立人は、昭和16年8月に行われたD社とA社との合併により、D社E支社からA社B支店に異動し、18年6月に同社B支店に在籍したまま応召し、20年9月に召集解除になり、復員後も同社B支店に在籍していたことが認められる。

また、F県が発行した軍歴証明により、申立人が昭和18年6月20日に陸軍に召集され、20年9月18日に復員した軍歴が確認でき、当該記録は、前述の履歴書及び職歴メモの記載内容と符合する。

さらに、旧厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期

間として算入する旨規定されていることから、申立人が陸軍に召集された期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

加えて、申立人が、A社B支店の後に勤務したとする事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿により、申立人が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した日は昭和 20 年 11 月 1 日であることが確認でき、当該記録は、申立人が作成したとする職歴メモの記載内容と符合するが、オンライン記録によれば、申立人の当該事業所に係る被保険者資格の取得日は同年 1 月 1 日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 1 月 1 日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の同僚の供述により、当該期間当時、A社B支店において申立人と同様のG担当であった男性被保険者の厚生年金保険の被保険者記録から、80 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 17 年 7 月から 19 年 10 月 1 日までの期間については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人を記憶する同僚の供述から判断すると、申立人が事務職員であったことが確認できるところ、当該期間に施行されていた労働者年金保険法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められており、一般職員である事務職員は対象ではないことから、申立人は同法による被保険者ではなかったものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間①の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を、平成4年4月から5年9月までは26万円、同年10月から6年2月までは28万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正することが必要である。
なお、申立期間②の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。申立期間①に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②については、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成6年3月31日と記録されていることが分かったが、私は、同日まで同社に勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から5年9月までの期間については26万円、同年10月から6年2月までの期間については28万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平

成6年3月31日)の後の6年5月9日付けで、4年4月1日の随時改定、同年10月1日及び5年10月1日の定時決定に遡って13万4,000円に減額処理されていることが確認できる上、同社に係るオンライン記録により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる事業主及び申立人を除く従業員30人全員についても、同日付けでそれぞれ標準報酬月額が遡って減額処理されていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成5年10月から6年2月までの期間については、雇用保険の求職者給付支給台帳における申立人の申立事業所に係る離職時賃金日額(9,123円)から推認される離職日前6か月間の平均給与月額は27万3,690円となり、当該給与月額は、標準報酬月額28万円に相当し、減額処理前の申立人の当該期間に係る標準報酬月額と符合する。

さらに、A社の事業主及び当時の経理担当者は、「当社は社会保険料の滞納があり、事業主が社会保険事務所に外向き、遅延しながらも保険料を分納していた。」と供述していることなどから判断すると、申立期間当時、同社は、社会保険料を滞納していた状況が推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成6年5月9日付けで行われた標準報酬月額の遡及処理は事実即したものととは考え難く、4年4月1日の随時改定、同年10月1日及び5年10月1日の定時決定に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、4年4月から5年9月までは26万円、同年10月から6年2月までは28万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成6年3月31日)の後の平成6年5月9日付けで、同年3月31日に遡って申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間②において、申立事業所に係る雇用保険の被保険者であったことが確認できる上、A社の事業主は、「申立人は、平成6年3月31日までは当社に勤務しており、同年3月分の厚生年金保険料を給与から控除していると思う。」と回答していることなどから判断すると、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことが確認できる。

また、法人登記簿によれば、A社は申立期間②において法人事業所として継続していることが確認できる上、前述の事業主の供述などから判断すると、同社は、申立期間②においても、厚生年金保険法に定める適用事業

所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成6年5月9日付けで行われた厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は事実即したものと考えるが、申立人の被保険者資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日とすることが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成20年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日から20年1月1日まで

平成18年2月1日からA事業所に勤務していたが、19年4月分の給与から未払いが発生した。申立期間は、同年7月31日に社長と話し合い、給与の未払いを理由に休業承諾を得ていた期間であるが、給与の未払いが解消されないため、当該事業所の財産に対し担保差押えの要求を行い、差押えの執行により申請したとおりに厚生年金保険料等を控除した給与相当額を受け取った。

申立期間については、A事業所に在籍し休業していた期間であり、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A事業所における給与の未払いを理由に休業承諾申請を行い休業していた期間であると主張しているところ、申立人が提出した「休業承諾申請書」及び「取立完了届」から判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に在籍していたことが認められる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、A事業所の事業主が、申立人の退職日を平成19年7月31日とする届出を当該日の2年後の21年7月24日に社会保険事務所（当時）に提出していることが確認できる。

さらに、前述の「休業承諾申請書」から判断すると、申立人は、平成19年4月分から同年7月分までの給与（44万円）の未払いが解消するまで休業扱いとなっていたことがうかがえる上、前述の「取立完了届」から判断すると、担保差押えの執行により、同年12月28日に49万9,070円の取立てが完了し

ており、当該給与相当分の支払いを受けていることが確認できる。

加えて、申立人が提出した平成 19 年 9 月分から同年 11 月分までの給与明細書から、当該期間は、給与の支給が無いにもかかわらず、保険料及び住民税が控除されており、現金支給額の欄がマイナス表示になっているところ、A 事業所の事業主は、保険料の控除は行っていないと主張しており、申立人がマイナス相当分を負担した状況は確認できないものの、申立人に係る「平成 20 年度（平成 19 年分）町県民税所得証明書（個人）」に記載された社会保険料控除欄の金額から判断すると、A 事業所の事業主は、当該給与明細書に記載された保険料も含め社会保険料控除額として市町村へ報告していることが推認できる。

また、申立人に係る「平成 21 年度（平成 20 年分）所得・課税証明書」の社会保険料控除欄には、i) 「21 給与支払報告書・個人明細書」により平成 20 年 6 月以降に申立人が勤務した B 事業所において給与から控除されたことが確認できる社会保険料額と、ii) 前述の A 事業所に係る 19 年 10 月分から同年 11 月分までの給与明細書から確認できる社会保険料に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額 20 万円に見合う健康保険料及び厚生年金保険料の 12 か月分に相当する額を合計した額が計上されていることなどから判断すると、A 事業所の事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について、社会保険料控除額として市町村へ報告していることが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与を支給されるとともに、厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された「担保権・被担保権・請求債権目録」に記載された給料債権から担保差押の執行により受け取った給与相当分に見合う標準報酬月額並びに申立人に係る平成 20 年度及び 21 年度の所得証明書等から推認される厚生年金保険料に見合う標準報酬月額から判断すると、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人の退職日を平成 19 年 7 月 31 日として、21 年 7 月 24 日に申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所へ届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 19 年 8 月から同年 12 月までの保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成12年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年11月29日から同年12月1日まで
(A社)
② 平成12年12月1日から13年8月1日まで
(B社)
③ 平成13年8月1日から同年10月30日まで
(B社)
④ 平成13年10月30日から14年2月1日まで

(B社)

⑤ 平成 15 年 2 月 12 日から同年 7 月 15 日まで

(B社)

平成 10 年 12 月 1 日に B 社に入社したが、11 年 7 月頃に会社の都合により、社名が A 社に変わった。名刺も給与支給明細書も、全て社名が変更になったが、業務内容、勤務形態及び勤務場所は何も変わらなかった。その後、12 年 12 月頃、再び会社の都合で、社名が B 社に変わったが、その時も業務内容や勤務形態等は何も変わらなかった。

平成 14 年 1 月末日に B 社を自己都合により一旦退職したが、その後、15 年 2 月 12 日に同社へ再入社し、同年 7 月 14 日まで勤務した。しかしながら、申立期間①、②、④及び⑤について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

これらの申立期間は継続して勤務し、毎月の給与からも厚生年金保険料が源泉控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間③については、厚生年金保険の標準報酬月額記録が 15 万円となっているが、18 万円に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社に係る申立人の給与支給明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A 社は平成 12 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①においては適用事業所となっていないものの、法人登記簿の記録によると、同社は 10 年 3 月 18 日に法人として設立登記され、13 年 3 月 1 日に閉鎖登記されていることが確認できることなどから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A 社に係る申立人の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①において、A 社が厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所に該当しない旨の届出を行っていたと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、平成 12 年 12 月、13 年 1 月、同年 3 月、同年 5 月及び同年 6 月については、A 社に係る申立人の給与支給明細書により、申立人

は、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、申立人が給与支給明細書を所持していない平成13年2月、同年4月及び同年7月については、申立人から提出された普通預金通帳及び前述の給与支給明細書から判断すると、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書に記載されている給与支給総額及び厚生年金保険料控除額並びに前述の普通預金通帳の記録により推認できる給与額から、18万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③のうち、平成13年8月については、申立人の給与支給明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち、申立人が給与支給明細書を所持していない平成13年9月については、直前の同年8月に係る給与支給明細書に記載されている給与支給総額及び厚生年金保険料控除額並びに前述の普通預金通帳の記録により推認できる給与額から判断すると、同年9月は18万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間②及び③に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、B社の当時の事業主は、「会社は破産し、当時の関係資料等は一切残っていないので、当時の記録は分からない。」と回答しており、同社は既に廃業し、当時の資料等は見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情等は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 5 申立期間④については、B社に係る申立人の給与支給明細書、普通預金通帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間④において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B社は平成13年10月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間④当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が所持するB社に係る平成13年12月の給与支給明細書、及び同僚が所持する同社に係る同年10月から14年3月までの給与支給明細書の厚生年金保険料の控除欄には、いずれも「-6,650」と記載されているところ、当時、同社の事務職に就いていた別の同僚は、「平成13年頃に、B社の給与支給明細書の厚生年金保険料の控除欄がマイナス控除になっているのは、会社の都合で社会保険が切れたが、その代わりに、国民年金保険料の半額を会社が負担するという事になったからである。」と供述しており、マイナス控除額の6,650円は、当時の国民年金保険料（月額1万3,300円）の半額と一致することから判断すると、申立人の申立期間④に係る給与から、事業主により厚生年金保険料が控除されていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑤については、雇用保険の被保険者記録は確認できないものの、B社の顧問弁護士は、「未払賃金従業員一覧の記録から判断すると、申立人に係る平成15年6月分及び同年7月分の未払い賃金があることから、少なくとも同年6月以降の在籍は推測できる。」と回答していることから判断すると、申立人が、同社で少なくとも同年6月及び同年7月に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B社は平成13年10月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間⑤当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、前述の弁護士は、「平成15年6月分及び同年7月分の未払い賃金として計算した額の中には、本人負担分の厚生年金保険料が控除されているという事は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間⑤に係る給与支給明細書を所持しておらず、B社は平成16年1月6日に破産宣告を受けており、当時の資料が残っていないため、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年 12 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 38 年 4 月から同年 9 月までは 1 万 4,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 11 月頃まで

A 社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日に A 社において、厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が記載された欄は、申立人と生年月日は同一であるものの、申立人の氏名のうち、一部が相違している上、資格喪失日欄が空欄とされているところ、日本年金機構は、「A 社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の記録と思われる。同被保険者名簿により、申立人が同社において、昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したこと、及び同年 10 月に定時決定が行われたことが確認できるものの、資格喪失日欄が空欄となっているため、申立人の厚生年金保険の被保険者期間を特定することができない。」と回答している。

一方、申立人は、「A 社では、同社の寮に住んでいた。同社に勤務しつつ、

C高等学校（現在は、D高等学校）の定時制に通学していた。同社を退職した時期は、学校を退学した頃であり昭和 38 年 11 月頃だと思ふ。」と主張しているところ、D高等学校が提出した申立人の「高等学校定時制課程生徒指導要録」における申立人の住所欄には、「A社内」と記載されていることが確認できるとともに申立人の退学日は昭和 38 年 11 月 30 日と記録されており、申立人の主張と符合する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 12 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿の記録から昭和 38 年 4 月から同年 9 月までは 1 万 4,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から同年11月までの国民年金保険料については、追納しており、国民年金保険料を含めて、その当時に納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から同年11月まで

私は、平成4年7月に会社を退職し、A区役所に出向いたところ、国民年金の加入手続をするように案内され、続いてB区に所在する社会保険事務所（当時）に出向いた。その際、一旦、国民年金保険料の納付書を作成してもらったが、付加年金への加入案内をしてもらったので、当該納付書を破棄し、付加年金保険料が加わった納付書の発行をお願いした。

しかし、作成するのに4、5日間を要すると言われたので、後日、納付書を受け取りに出向き、出来上がった納付書を見て、付加年金保険料として400円加算されているのを確かめたことを記憶している。

平成4年7月及び同年8月の国民年金保険料はC地方内の金融機関で納付し、同年9月以降の保険料はD市内の金融機関で納付した。

申立期間の年金記録は、追納加算との記録となっているが、免除申請した記憶も無く、定額保険料と一緒に付加保険料を納付したはずであり、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である平成4年7月から同年11月までについて、免除申請した記憶は無く、当該期間は、国民年金の定額保険料と一緒に付加保険料を一月ごとに納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間について、平成4年8月13日に国民年金保険料の免除申請、14年3月18日に同追納申出、同月28日に加算金を含め、6万9,550円を追納した記録となっているところ、年金事務所が保管する申立期間に係る領収済通知書により、納付目的は追納、納付書発

行年月日は同年3月18日、保険料6万9,550円、同年同月28日のE郵便局の領収印が確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立期間は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金被保険者の資格を取得することが必要であるところ、オンライン記録及び事務センターからの回答により、申立人の国民年金被保険者資格の取得は、平成4年10月5日に処理されていることが確認できることから、同処理日前までは、申立期間の国民年金保険料の納付書は発行できなかつたものと考えられ、申立人は申立期間当時に、申立期間の付加保険料を定額保険料とともに、一月ごとに納付したとは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を、付加保険料も含めて、その当時に納付していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納しており、付加保険料も含めて、その当時に納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年3月までの期間及び9年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から7年3月まで
② 平成9年1月から同年3月まで

申立期間①については、母が国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付してくれた。その後、保険料の免除制度があることを知り、免除申請を行ったが、免除されるまでは保険料を納付してくれていた。

また、申立期間②については、私が病気で会社を退職したので、母が平成9年4月頃に私の国民年金の加入手続を行ったところ、口座振替手続に時間を要すると説明されたので、それまでの保険料を一括納付してくれた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の母親が当該期間直後の平成7年4月以降の保険料が申請免除となるまで保険料を納付していたと供述するが、オンライン記録によると、8年10月28日に過年度納付書が作成されていることが確認できるため、この時点まで、申立期間①には未納期間があったものと考えられる上、申立期間①の保険料を納付したとする母親は、保険料を遡って納付したことに関する記憶が定かでない。

また、申立期間②については、申立人は、申立人の母親が当該期間の保険料を一括納付したと供述するが、オンライン記録によると、平成11年2月12日に過年度納付書が作成されていることが確認できるため、この時点まで、申立期間②には未納期間があったものと考えられる上、申立期間②の保険料を納付したとする母親は、保険料を遡って納付したことに関する記憶が定かでない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から同年11月までの期間及び13年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年5月から同年11月まで
② 平成13年1月から同年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、遅れながらも納付書により納付していた。平成14年3月にA県からB県C町に引っ越し、同年4月に会社に就職した後は、未納であった保険料を毎月の給料の中から納付してきた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B県C町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の平成12年度の国民年金保険料は平成12年12月分のみが納付済みとなっており、申立人が当時利用していたD銀行E支店の預金口座に係る入出金記録によると、同月分は12年12月29日に口座引き落としされているものの、前後の申立期間の保険料については、残高不足により引き落とされていなかったことが確認できる。

また、申立人は、平成14年4月に就職した後は、給料の中から申立期間の保険料を納付していたと説明しているが、申立人が給料の振り込みに使用していたとするF銀行G支店の預金口座に係る入出金記録では、出金記録はあるものの、当該記録のみでは申立期間の保険料の納付に係る出金であることは確認できない。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によると、直後の平成13年7月の保険料が時効直前の15年8月25日に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から60年6月まで

私は、昭和62年10月頃にB市役所の国民年金担当課から58年4月から61年3月までの期間が未納であると指摘を受け、この時点で遡って納付することができる60年7月から61年3月までの国民年金保険料6万660円を納付すれば、申立期間の保険料については納付したものと認められると言われたので、社会保険事務所（当時）から納付書を交付してもらって、上記の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B市の国民年金被保険者名簿により、昭和62年2月に払い出されていることが確認でき、申立人から提出された領収証書によると、申立人は、社会保険事務所から同年10月16日に発行された納付書により、申立期間直後の60年7月から61年3月までの期間の保険料として6万660円を62年10月19日にC銀行D支店で納付したことが確認でき、オンライン記録においても当該期間の保険料は納付済みと記録されており、事務処理に不自然な点は見られない。

また、申立人は、B市の職員から、上記の保険料を納付すれば時効により保険料を納付することができない申立期間についても、保険料を納付した期間として認められると説明を受けたと主張して、申立期間を納付済期間とするよう記録の訂正を求めているが、国民年金法においては、保険料を納付した期間が納付済期間として年金の受給資格期間に算入されることになっており、保険料を納付しなかった期間を納付済期間とすることはできず、申立人自身は申立期間の保険料を納付しなかったことを認めている以上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間、54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料の納付金額や納付場所についての記憶は定かではないが、納付書が届いていれば保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の納付記録については、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①、②及び③が空白で、申立期間④には「ミノウ」と記載されていることが確認でき、特殊台帳によると、昭和 52 年度、53 年度及び 54 年度の摘要欄に過年度納付書が送付されたことを示す「納送」の表示が確認できることから、申立人は全ての申立期間の保険料を現年度納付しておらず、そのため、翌年度にそれぞれ過年度納付書が送付されたものと考えられる。

また、申立人は保険料の納付金額、納付場所、過年度納付等に関する記憶が定かではないため、具体的な納付状況が不明である上、保険料を過年度納付する場合は、制度上、付加保険料を納付することができない。

さらに、全ての申立期間は連続する 4 か年の各第 4 四半期であり、申立人が当時居住していた区及び社会保険事務所（当時）において、同一期間の事務処理誤りが毎年度連続して起こることも考え難いことから、申立期間の保険料が納付されていたものと推認することは困難である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

私は、申立期間当時、日本育英会から奨学金を受ける大学生であり、国民年金保険料の納付は大きな負担だったので、就職後に返済する約束で、母から保険料を実家近くの郵便局で納付してもらっていたのを憶えている。

また、最近、年金記録を確認した際、性別を女性と間違われていたこともあり、記録の信憑性に疑問があるので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成6年5月1日に取得したA共済組合の番号が付番されており、それ以前に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた事跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、平成22年1月27日に、当該基礎年金番号に厚生年金保険記号番号が統合されたことは確認できるものの、当該基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録は見当たらないことから、申立期間を含む3年7月から6年3月までの期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が説明している「性別が間違われていた記録」については、その記録を特定できないために詳細は不明であるが、保険料の納付記録は記号番号に基づいて管理されているため、記号番号が特定されている場合、たとえ性別の記録が間違っていたとしても納付記録には影響しない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が定かではない上、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

日記等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間当時、国民年金については関心がなかったが、父が私のために国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付して、領収証書を渡してくれた。申立期間の領収証書は見つからないが、申立期間前後の期間の領収証書は持っている。父の性格から申立期間の保険料も払ってくれているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続は、A 県 B 町(現在は、C 市)の国民年金被保険者名簿によると、昭和 50 年 12 月 26 日に行われており、当該被保険者名簿及び申立人が所持する領収証書により、同日に、44 年 5 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料が第 2 回特例納付を利用して納付されていることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿及び申立人が所持する領収証書により、申立期間直後の昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間の保険料が、特例納付した 50 年 12 月 26 日に過年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間は、第 2 回特例納付の納付対象期間ではなく、当該納付時点では、時効により保険料を過年度納付することもできない期間であることから、前述の被保険者名簿の納付記録欄には、申立期間の欄に「時効消滅」と印が押されている。

また、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 13 日から 53 年 10 月 1 日まで

私は、A社の求人広告を見て面接を受け、申立期間について、B職として勤務していた。

事務所には、私を含めて3人のB職がいたほか、事務所とは別にC工場があり、同工場にもたくさんの人が勤務していた。

申立期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所における申立人に係る雇用保険の被保険者記録について確認できないとともに、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の記載内容などから判断すると、申立人に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたことがうかがえないところ、申立事業所は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料についても、給与から控除していない旨回答しており、申立事業所が保管する厚生年金保険の被保険者が記載されている資料にも、申立人の氏名は確認できない。

また、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚、及び申立人が名前を挙げた同僚は、申立人についての記憶はあるが、当時の厚生年金保険の加入状況につ

いては分からない旨供述している上、このほか、申立期間において申立事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる他の同僚は連絡先が不明等のため供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社に昭和 52 年 4 月から同年 5 月末日まで勤務しており、私が所持する給料支払明細書において、同年 5 月分及び同年 6 月分の給与からそれぞれ標準報酬月額 9 万 2,000 円に見合う 4,186 円の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

「ねんきん定期便」では、同年 4 月に係る被保険者記録のみが記載されており、同年 5 月が未加入とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、給与からの社会保険料の控除は翌月控除であるとしているところ、申立人から提出された昭和 52 年 4 月分から同年 6 月分までの給料支払明細書のうち、同年 5 月分及び同年 6 月分の給与から、厚生年金保険料がそれぞれ控除されていることが確認できる。

また、申立人は、A社に昭和 52 年 5 月末日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、A社に係る離職日が昭和 52 年 5 月 30 日と記録されている上、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、退職日は離職日と同日、資格喪失年月日は同年 5 月 31 日と記載されており、当該記録は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と符合していることが確認できる。

また、A社は、申立人に係る人事記録、出勤簿等の勤務実態が確認できる記録は無い旨回答している上、前述の被保険者名簿において、申立人と同じく

昭和 52 年中に厚生年金保険被保険者資格を喪失している 5 人の資格喪失日について確認したところ、月末日である者が 1 人、月初日である者が 1 人及び残りの 3 人は月途中となっており、資格喪失日は区々であることが認められる。

これらのことから判断すると、申立人は、A 社において昭和 52 年 5 月 31 日まで在籍していたことがうかがえない。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入すると定められているとともに、同法第 14 条第 1 項の規定において、その事業所に使用されなくなったときに該当するに至った日の翌日に被保険者の資格を喪失すると定められていることから、申立人の申立事業所における資格喪失日は、前述のとおり、昭和 52 年 5 月 31 日であることが認められ、申立人が主張する申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和 52 年 5 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は申立事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 1 月 5 日までの期間について A 社が所有する B 丸に乗船し、同日に同社の系列会社である C 社に入社し、同社が所有する D 丸に乗船した。それにもかかわらず、C 社における年金記録では、同年 6 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得したとされており、納得できない。

C 社への入社は、前述のとおりであるが、年金事務所の記録によると、A 社において、昭和 46 年 1 月 31 日に船員保険の被保険者資格を喪失している記録があることから、同年 1 月 5 日から同年 1 月 30 日までの期間を除いた、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳において、申立人が、C 社が所有する D 丸に、昭和 46 年 1 月 13 日に雇入れされ、48 年 4 月 10 日に雇止めとなった旨の記載があり、申立人が、申立期間を含む期間に C 社が所有する D 丸に雇入れされていたことが確認できる。

一方、C 社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が昭和 46 年 6 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間に申立人の被保険者記録は確認できず、同被保険者名簿には訂正等の不自然な点は見当たらない。

また、申立人が提出した申立期間に係る給与支払明細書には、船員保険料額の記載は無く、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことが確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社B店（現在は、C社）において、D担当として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、「当社に現存する社会保険資格取得・喪失関係書類等は昭和 49 年 4 月以降のものであり、申立期間当時の人事関係及び社会保険関係の資料は保管していない。」と回答している上、A社B店の当時の店長は死亡しており、同社B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社B店並びに同社の関連事業所であるE社、A社F店及びG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 24 日から 17 年 11 月 1 日まで
退職に伴い、厚生年金保険から国民年金への切替え手続を行う際に申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。
平成 15 年 4 月 1 日に A 社に入社し、23 年 5 月 31 日に同社を退職するまで継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した賃金台帳により、申立期間に申立人に対して同社から給与が支払われていることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述の賃金台帳の記録により、申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるところ、事業主は、「申立人は、一旦、自己都合により退職したが、短期間のうちに再度働きたい旨の申出があったので、様子を見るためにアルバイトとして再雇用した。アルバイトであった期間は厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、A 社が提出した平成 17 年分賃金台帳に記載された各月の社会保険料控除額の合計額は、B 市が発行した申立人に係る平成 18 年度市県民税課税証明書に記載された社会保険料控除額と一致している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月頃から48年1月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A店（現在は、A社）B工場において、同社社員寮に住み込みで勤務しており、C業務を行うなど、同工場で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の人事関係及び社会保険関係の資料は保管していない。」と回答している上、当時の事業主及び取締役は既に死亡しており、A店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のいずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、昭和43年9月頃から申立期間を含む約6年間において、A店B工場の社員寮に管理人として入居し、同工場の工場長として勤務したとする者及びその妻は、「私たちが社員寮の管理人であった期間は、社員寮は男性寮であったことから、女性従業員が寮生活をしたことは無く、当時、C業務をしていた者の名前は全て記憶しているが、申立人について記憶は無い。」と供述している。

さらに、A社は、「当社では、正社員であれば、社会保険に加入させており、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得手続を行っていないので

あれば、申立人はパート又はアルバイトとしての勤務であった可能性が高いと考えられる。」と回答している上、前述の工場長として勤務したとする者及び複数の同僚は、「厚生年金保険には正社員のみを加入させる取扱いであった。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情もうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで

昭和 42 年春から、私の友人である A 氏が事業主の B 店で、C 業務を担当し、成績優秀賞を受けたこともあった。同社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 業務に従事していたとする複数の者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が B 店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿から、申立期間において、B 店が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことを確認できない上、前述の C 業務従事者は、「B 店の事業主は既に亡くなっている。」と供述しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人及び前述の C 業務従事者が B 店に勤務していたとして名前を挙げた同僚について、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から同年8月15日まで
昭和20年3月に国民学校高等科を卒業し、同校の先生の紹介で同年4月に、A社へ就職した。終戦により同年8月15日に会社は解散したが、その日まで私は勤務していた。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「A社B所入所者氏名名簿（昭和20年4月入所）」（以下「入所者氏名名簿」という。）及び同僚一人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）からは、申立人及び申立人が自身と同様の業務内容で勤務していたとして名前を挙げた前述の入所者氏名名簿に記載されている12人の同僚全員について、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、前述の被保険者名簿から、申立事業所は、昭和20年8月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、商業登記の記録も確認できないことから、当時の事業主及び役員の所在が不明であり、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入の取扱い、及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和27年10月3日から32年6月1日まで

私は、「A事業所」及び「B事業所」に勤務していた期間に係る脱退手当金について、これまでに数か所の社会保険事務所（当時）に相談したが、どこの事務所でも「脱退手当金はもらわれています。」と言われた。

しかしながら、私は脱退手当金を受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、保険種類欄に「脱退手当金」、資格期間欄に「57」、支給金額欄に「14,253円」、備考欄に「支給 32年8月8日」と記載されていることが確認でき、これらの記載はオンライン記録と一致している。

また、前述の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号が、申立期間①の記号番号に統合され、申立期間①及び②に係る脱退手当金が昭和32年8月8日に支給決定されていることが確認できることから、当該台帳における記録管理が同年10月1日をもって終了していることを踏まえると、申立期間①及び②のそれぞれを管理していた厚生年金保険被保険者記号番号の統合は、申立期間①及び②に係る脱退手当金の請求に併せて行われたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和

32年8月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないが、うかがえない。

加えて、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ厚生年金は受給できなかったことから、申立期間②において、当該制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないが、うかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4324（事案 983 及び 2801 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

A社B支部（現在は、C社）が運営していたと思われるD社に技師として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、2度にわたり年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

当初の申立ての時から提出している写真で分かるように、D社に勤務していたことは間違いない。

今回、新たに、D社は、現在、E社と合併しているようであるとの情報があったので、E社に確認の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、A社B支部が、自身が勤務していたD社を運営していたと思われる旨主張しているところ、A社B支部は、申立期間において申立人が勤務していたと主張しているF市においてD社を運営していた実績は無いと回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、ii) 申立人が提出した写真、事業所所在地及び上司の名前（姓のみ）に係る申立人の供述などから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がG社（適用事業所名簿によると、適用事業所名の変更時期は特定できないものの、適用事業所名がD社であったことは確認できる。以下「D社」という。）に勤務していた可能性が認められたものの、同社及び同社を運営していたとされるH社（現在は、I社）に係る被保険者名簿において、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 5 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たに同僚一人の姓を思い出し、写真3枚を追加提出して、申立期間について再度申立てを行っているが、i) 同僚については、姓のみの記憶であることなどからこれを特定することができないこと、ii) 写真3枚のうち1枚については、申立人とともに被写体となっている同僚6人は前回の申立てにおいて提出された別の写真3枚において全員が既に確認されていること、iii) 合格証書に貼付された写真については、当初の申立てにおいて提出された写真と同様に「D社」の看板を背景にしていることが確認できるものの、被写体となっているのは申立人一人のみであること、iv) 賞状に貼付された写真については、申立人とともに被写体となっている男性の名前、及び撮影場所について特定することができないことなどから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、平成22年10月21日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の申立ての時から提出している写真で分かるように、D社に勤務していたことは間違いなく、新たに、同社は、現在、E社と合併しているようであるとの情報があったので、同社に確認の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして再度申立てを行っている。

しかしながら、これまで2度にわたる申立てにおいて、勤務期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務していた可能性については既に認められると判断している。

また、申立人は、D社は、現在、E社と合併しているようであるとの情報があったとしているところ、同社を運営する機関は、D社がE社と合併したという事実は確認できない旨回答している。

さらに、申立期間当時、E社の名称はK社であったところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月31日から同年8月31日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社には昭和26年8月30日まで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する年金手帳（平成7年4月6日再交付）にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和26年8月31日に喪失した旨の記載があることから、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを主張している。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は昭和28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿の記録も確認できないことから、申立期間当時の事業主に照会することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、回答のあった同僚からは、申立人の主張を確認できる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和26年5月31日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人に係る健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されたことを示唆する「証返納」の記載が確認できる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和26年5月31日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、前述の年金手帳における全ての厚生年金保険の被保険者記録は、申立人が自身で記載したものであると認めているところ、申立人がA社を退職後に勤務したと主張しているB社及びC社に係る同年金手帳の厚生年金保険の被保険者記録とオンライン記録についても符合していないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4326 (事案 3205 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月頃から 47 年 8 月 31 日まで
② 昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 8 月 31 日まで

A社に勤務していた申立期間①、及びB社に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に被保険者記録の訂正を申し立てたところ、年金記録の訂正は認められなかった。

しかしながら、両申立期間当時に医療機関を受診した際、健康保険被保険者証を使用した記憶があること、及び両申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録から、両申立事業所に勤務していたことは間違いのないため、再度調査の上、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間に係る申立てについては、雇用保険の被保険者記録により、申立人が両申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、適用事業所名簿等により、両申立事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、厚生年金保険料の控除も確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 1 月 13 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、健康保険被保険者証を使用していた記憶があること、及び両申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できることを理由として再度申立てを行っているところ、申立期間①当時、申立人が健康保険被保険者証を使用し、受診したとする医療機関は、「当時の関係資料を保存しておらず、申立人に係る事実を確認できない。」と回答している上、申立人は当該医療機関以外に両申立期間において受診したとする医療機関の名称を記憶

していないことから、申立人の主張を確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録により確認できる両申立事業所の所在地等の記録を基に、今回、改めて管轄法務局に照会したところ、申立人が主張する両申立事業所の法人登記簿が確認でき、両申立事業所の業種についても申立人が主張するとおり、C業であったことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法において、法人事業所で常時5人以上の従業員を使用する非適用業種（C業等）が強制適用となったのは、昭和61年4月1日以降のことであり、両申立期間当時の厚生年金保険法によれば、両申立事業所の業種であるC業は、制度上、厚生年金保険の非適用業種とされており、厚生年金保険への加入は任意であった上、加入する場合は、事業主が従業員の2分の1以上の同意を得て、都道府県知事に適用事業所となるための申請をし、その認可があったとき、初めて厚生年金保険の適用事業所となることができる旨定められているところ、前述の適用事業所名簿において、事業主が当該期間において、任意適用事業所となるための申請を行った事跡はうかがえない。

さらに、前述の法人登記簿の記録により判明した両申立事業所の当時の事業主等に照会したものの、回答を得ることができた申立期間①に係るA社の当時の事業主は、「当時の関係資料は保管しておらず、A社が厚生年金保険に加入していたか否かについて、確認できない。」としており、申立期間②に係るB社の当時の事業主及び役員からは回答が得られず、このほか、任意適用事業所となるための申請を各事業主が行ったことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、雇用保険の被保険者記録により、両申立事業所において、勤務していたことは事実である旨を主張しているが、前回、当委員会では、雇用保険の被保険者記録により、申立人の両申立事業所における勤務が推認できることも踏まえて、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする判断を行っていることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が両申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。